

ひまわり保育園食物アレルギー対応について

ひまわり保育園の食物アレルギー対応については、中野区医師会の指導により安全第一として、医師より除去の指示がある間はすべて除去し、完全に解除されてから提供する対応を行います。

ひまわり保育園で除去できる食物は原則として「卵」「牛乳・乳製品」です。これらを除去した場合は、完全除去による代替給食を提供します。但し、製造ライン上の混入に配慮が必要な場合や、原因となる食物が「卵」「牛乳・乳製品」以外の場合、また、「卵」「牛乳・乳製品」を含め複数ある場合は、給食対応が困難な為、弁当を持参していただきますのでよろしくお願いいたします。

アレルギー対応を開始する場合

- (1) 医師の診断を受け、【アレルギー疾患生活管理指導表】または【診断書】の作成を依頼してください。文書の作成に当たっては、医療機関により料金が異なりますが、文章料が発生します。
原因食物が、製造ライン上で混入する可能性に対しても除去が必要な場合は【アレルギー疾患生活管理指導表】の「E.その他の配慮・管理事項」の欄に記入を依頼してください。
- (2) 【食物アレルギー給食対応申込書】の保護者記入欄に医師の指示による除去内容を記入のうえ、【アレルギー疾患生活管理指導表】または【診断書】と共に保育園に提出してください。
- (3) 提出された書類を基に保育園で対応方法を決定し、保護者にお知らせすると共に、【食物アレルギー給食対応決定通知書】に記入して写しをお渡しします。
- (4) 開始後は、毎月の献立を保護者と関係職員で確認し、共通認識して対応します。

医師の指示に変更があり、アレルギー対応の内容を変更する場合

- (1) アレルギー原因食物が新たに加わる場合は、医師の【アレルギー疾患生活管理指導表】または【診断書】と変更内容を記入した【食物アレルギー給食対応申込書】を提出してください。
- (2) アレルギー原因食物が複数あるうちの一部が解除された場合は、その食物について【除去解除申請書】と変更内容を記入した【食物アレルギー給食対応申込書】を提出してください。
- (3) 保育園で変更内容を確認の上、【食物アレルギー給食対応決定通知書】に記入して写しをお渡しします。

アレルギー対応の内容は変わらず継続する場合

【アレルギー疾患生活管理指導表】の有効期限は記載日から一年間です。医師の指示に変更がなくても年に一度【食物アレルギー給食対応申込書】と共に提出してください。

アレルギー対応を終了する場合

医師の指示のもと、【除去解除申請書】を提出してください。【アレルギー疾患生活管理指導表】または【診断書】の提出は不要です。

※ 給食対応について申請する場合は、【アレルギー疾患生活管理指導表】の食物アレルギーについての欄を使用します。その他のアレルギー疾患の欄については、主治医が保育中に特別な配慮が必要と判断した場合のみ使用します。但し、保育園で指示通り配慮や管理ができない場合もあるため、保護者の方と協議させていただき、保育園として可能な対応を行ないます。